

国立大学法人岩手大学特命教員就業規則

平成21年12月22日 制 定
平成31年3月12日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の4の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）が1年を超えない範囲内で雇用の期間を定めて雇用する教員（以下「特命教員」という。）の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(職名)

第2条 特命教員の職名は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 特命教授
- 二 特命准教授

(職務)

第3条 特命教員の職務内容は、大学院教育学研究科又は教育学部（以下「研究科等」という。）における組織の編成及び教育上の必要並びに教員養成支援センターにおける教職課程の実施の必要から、特に専任として学生の授業及び指導・助言を担当するものとする。

(資格)

第4条 特命教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、前条の職務を担当する能力を有すると認められる者とする。

- 一 本学を定年退職し、教授又は准教授の経歴を有する者
- 二 本学以外の教育研究機関等を退職し、専攻分野について、教育上の優れた知識及び経験を有すると認められる者

(選考及び採用)

第5条 特命教員は、次条の選考基準に基づき研究科教授会、学部教授会（以下「研究科教授会等」という。）又は教員養成支援センター運営委員会が採用候補者を選考する。

2 学長は、前項による採用候補者のうちから採用を決定する。

(選考基準)

第6条 特命教員の選考基準は、国立大学法人岩手大学教員選考基準を準用する。

(雇用期間)

第7条 特命教員の雇用期間は、1年を超えない範囲内で期間を定める。

2 前項の期間は、業務上必要な場合において、岩手大学が各人別に定めるものとし、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えないものとする。

(雇用形態)

第8条 特命教員の雇用形態は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 フルタイム 1日7時間45分、週38時間45分
- 二 短時間勤務 週38時間45分未満

(給与)

- 第9条 特命教員の給与は、俸給及び通勤手当とする。
- 2 前条第1号に定める者に係る俸給の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 特命教授 315,700円
 - 二 特命准教授 293,800円
 - 3 前条第2号に定める者に係る俸給の月額は、前項の月額に週当たりの勤務時間数を乗じて得た額を38.75で除した額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - 4 通勤手当は、国立大学法人岩手大学職員給与規則に定める職員の例に準じて支給する。
 - 5 学長が特に認める場合には、第2項の規定に係わらず、給与額を決定することができる。

(退職手当)

- 第10条 特命教員には、退職手当を支給しない。

(教授会への出席)

- 第11条 特命教員は、研究科教授会等に出席することができる。ただし、議事への参加については、研究科教授会等の判断による。

(規定の準用)

- 第12条 特命教員には、この規則の定めるところによるほか、第8条第1号の者についてでは就業規則第5条から第8条まで、第10条、第22条、第26条から第31条まで、第33条から第42条まで、第44条から第58条まで及び第60条の規定を、第8条第2号の者については国立大学法人岩手大学契約職員就業規則及び国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則の規定をそれぞれ準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第40条の規定に基づく国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、第19条第1項ただし書及び第2項から第5項の規定は準用しない。

附 則

この規則は平成21年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特命教員であつ

た者で、施行日以後引き続き在職するものの俸給月額については、施行日の前日から引き続く雇用期間の末日までの間は、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は平成27年4月1日から施行する。
(俸給の切り替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年3月31日から引き続き雇用される特命教員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないことになるものには、平成30年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年3月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第12条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(俸給の引き上げに伴う経過措置)
 - 2 平成27年3月31日から引き続き雇用される特命教員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないことになるものには、平成30年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給の月額として支給する。

附 則
この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成31年3月12日から施行する。ただし、第9条の規定は平成30年4月1日から適用する。